

報告事項イ

「体罰防止のためのハンドブック」の改訂について

「体罰防止のためのハンドブック」の改訂について、別紙のとおり報告します。

平成29年9月6日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

「体罰防止のためのハンドブック」の改訂について

平成29年9月6日
教育人材開発課

平成26年3月に作成した「体罰防止のためのハンドブック」について、この度、改訂を行いました。

改訂版ハンドブックは各県立学校、各市町村（学校組合）教育委員会に配布し、全ての教職員（非常勤講師を含む）に周知するとともに、校内における研修等で活用することとしています。

1 改訂期日

平成29年8月3日

2 改訂の趣旨

平成26年3月「体罰防止のためのハンドブック」作成後も、教職員による体罰は依然として発生している。従来の、「厳しい指導の延長として体罰も必要」、「部活動指導で気合いを入れる行為は許される」等の教職員の誤った教育観・指導観に基づく児童生徒の身体に対する侵害を内容とする体罰（叩く、蹴る等）に加え、近年は、限度を超えたような肉体的かつ精神的負荷を課す体罰も発生していることから、改めて教職員一人ひとりが体罰のない安心・安全な学校づくりに向けて取り組むために、懲戒と体罰の区別について認識を深める事例に加え、児童生徒に対する過度な指導が体罰となり得る事例について盛り込んだ上で所要の改訂を行う。

3 主な改訂箇所

- (1) 第2章4（1）通常は体罰に該当すると考えられる行為 に次の区分を追加
 - ③社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課すもの
- (2) 第2章4（2）通常は体罰に該当しないと考えられる行為 に次の区分を追加
 - ③通常のスポーツ等の指導による肉体的、精神的負荷として考えられる行為
- (3) 第3章（1）体罰による懲戒処分の状況 を時点修正
- (4) 第3章（2）具体的な体罰の事例 に、「限度を超えたような肉体的かつ精神的負荷を課す体罰」の例として、事例5、事例8を追加
- (5) その他所要の改訂

改訂版

体罰防止のためのハンドブック

～体罰のない学校づくりに向けて～

鳥取県教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 鳥取県教職員コンプライアンス行動指針「7つの行動規範」	3
不祥事防止に向けた5つの教育長メッセージ	5
第2章 体罰について	
1 懲戒と体罰	6
2 体罰の禁止	7
3 体罰は人権侵害	8
4 体罰に該当する行為	9
5 体罰が与える影響	13
第3章 体罰の状況	14
第4章 体罰のない学校づくりのために	
1 体罰を生み出す誤った考え方	20
2 学校全体として取り組むこと	24
3 教職員一人ひとりに求められること	25
4 生徒指導の在り方	26
5 部活動指導の在り方	28
6 学校組織の在り方・管理職の責務	30
第5章 体罰事象が生じた場合	
1 体罰事象が生じた場合の対応	31
2 体罰を行った教職員への対応	32
3 職務遂行関係	33
第6章 体罰チェックシート	34

はじめに

改訂にあたって

県教育委員会では、全教職員に体罰は絶対に許されない行為であることを徹底するとともに、適切な指導により児童生徒が安心して学ぶことができる体罰のない学校づくりを進めるため、平成26年3月に「体罰防止のためのハンドブック」を作成しました。

その後も教職員による体罰を含む様々な不祥事が発生したことから、平成27年3月には教職員として、また、一人の人間として決して忘れてはならないことを「不祥事防止に向けた5つの教育長メッセージ」として、全教職員に発信するとともに、平成28年8月には全ての教職員が、コンプライアンスについての認識を深め、教職員による不祥事が社会に及ぼす影響の大きさ、その発生要因や背景、必要な防止策等について意識を共有し再発防止に取り組むために、コンプライアンス・ハンドブック「信頼される教職員を目指して～過去の事例を教訓に～」を改訂したところです。

しかしながら、これらの対策にもかかわらず、「厳しい指導の延長として体罰も必要」、「部活動指導で気合いを入れる行為は許される」等の教職員の誤った教育観・指導観に基づく児童生徒の身体に対する侵害を内容とする体罰（叩く、蹴る等）に加え、限度を超えたような肉体的かつ精神的負荷を課す体罰も発生しており、本県教育に対する信頼を失墜しかねない極めて危機的な状況です。

そこで、改めて教職員一人ひとりに体罰のない安心・安全な学校づくりに向けて取り組んでいただくために、懲戒と体罰の区別について認識を深める事例に加え、児童生徒に対する過度な指導が体罰となり得る事例について盛り込んだ上で本ハンドブックを改訂することとしました。

児童生徒への体罰は、教育上の指導とはまったく異なるものであり、いかなる理由があっても絶対に許されない行為です。体罰防止にあたっては、教職員一人ひとりが、自己の教育観・指導観を常に真摯に見つめ直し指導方法等の不断の改善を図っていただくとともに、校長のリーダーシップのもと指導体制の検証と風通しの良い職場づくりによる学校の体制整備が大切です。教職員一人ひとりが、児童生徒理解に基づく適切な指導に取り組み、学校全体で指導方針を共有することで、子どもたちが夢に向かってチャレンジしていく力を培うことができる体罰のない安心・安全な学校づくりに繋がります。

教職員一丸となって、児童生徒、保護者をはじめとする県民から信頼され、支持される教育現場を造り上げていきましょう。

平成29年8月
鳥取県教育委員会
教育長 山本 仁志

はじめに

平成24年12月、高校生が部活動顧問からの体罰を受けた後に自ら命を絶つというたいへん痛ましい事件が起きました。この事件を契機に、体罰に係る調査を実施したところ、報告されていなかった体罰が多数あったことが判明しました。これまでも、体罰は学校教育法で禁止された行為であり、決して許されない行為であることを繰り返し指導してきたにもかかわらず、このような結果となり大変残念です。

教育は、教職員と児童生徒との間に信頼関係があつてこそ成り立つものです。体罰は、その信頼関係を著しく損なうだけでなく、児童生徒の心を深く傷つけるパワーハラスメント行為の最たるものであり、児童生徒に対する著しい人権侵害であるという認識を教職員は明確に持つことが必要です。

児童生徒への体罰は、教育上の指導とはまったく異なるものであり、いかなる理由があつても絶対に許されない行為です。「厳しい指導の延長として体罰も必要」、「部活動指導で気合いを入れる行為は許される」等の教職員の誤った教育観・指導観は、厳に改めなければなりません。

そして、教職員一人ひとりが、教育活動のあらゆる場面において一層人権意識を高めるとともに、自己の教育観・指導観、指導方法等を真摯に見つめ直し、課題解決に向けて自己改革を図っていくことが大切です。また学校が組織的に機能するよう管理職が個々の教職員の資質向上を図るとともに、体罰防止に向けての体制を整備していくことが求められます。

本ハンドブックは、教職員のみなさん一人ひとりが体罰の根絶に向けて取り組む上で役立てていただくために作成したものです。本ハンドブックが校内研修等において積極的に活用され、児童生徒が生き生きと明るく充実した学校生活を過ごせることを強く願っています。

平成26年3月
鳥取県教育委員会
教育長 横 濱 純 一

第1章 鳥取県教職員コンプライアンス行動指針「7つの行動規範」

(平成19年12月制定)

地方公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、高度の行為規範が要求されますが、公立学校において、直接・間接を問わず児童生徒の教育に携わる教職員は、更に高い倫理観が要求されます。教職員は、自己の崇高な使命を自覚し、職務を遂行するとともに、常に自らを律し、その職責の遂行に全力を傾けることが必要です。教職員一人ひとりの真摯な教育活動が鳥取県の学校教育の信頼につながっています。

ところが、一旦、教職員の不祥事が起これば、教育活動に多大な支障を生じさせてしまうとともに、児童生徒や保護者はもちろんのこと、県民全体の教育への信頼を失墜させてしまいます。失われた学校教育への信頼を回復するためには、大変な努力と時間が必要となり、誠実に職務に取り組んでいる大多数の教職員に迷惑をかけることとなります。

このような事態を未然に防ぐためには、教職員がコンプライアンスに対する意識をより一層高めていく必要があります。教職員は、鳥取県教職員コンプライアンス行動指針「7つの行動規範」に示されているように、教育に課せられた使命と責任を自覚し、諸法令を守るとともに、教職に対する愛着と誇りを持ち、心身の健康管理に留意して、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上を図り、県民の信託と期待にこたえなければなりません。

鳥取県教職員コンプライアンス行動指針「7つの行動規範」

① 教育振興基本計画・学校運営方針の正確な理解と実践

現場主義、県民本位の視点、協働の視点を踏まえて、教育振興基本計画や学校運営方針を認識し、実行する。

② 法令遵守と誠実な職務遂行

児童生徒を指導すべき立場にあることを踏まえ、法令等を遵守し、全体の奉仕者としてすべての県民に対し、常に誠実で公正、公平に職務を遂行する。

③ 根拠・前例・慣行等、日常業務の再点検

根拠法令等を確認し、前例・慣行に対しても、その妥当性について検討する。

④ 24時間服務規律の徹底

公務外、勤務所（校）外、勤務時間外であっても服務規律を守り、絶えず、児童生徒、保護者をはじめとする県民の信頼を何よりも大切にしなければならない公務員としての立場を認識し、疑惑又は不信を招くような行為をしない。

⑤ 公正性・公平性・客観性の確保

すべての情報が公開対象であるという意識で、公正性・公平性・客観性を持った分かりやすく適切な文書作成に努め、適切に保管する。

⑥ 個人情報の保護及び積極的な情報公開と説明責任

個人情報の保護等に最大限配慮しつつも、積極的な情報公開と説明責任の意識を持つ。

⑦ 組織的判断・決定の徹底

職務遂行に当たっては適正な手続に基づいて行い、その判断に当たっては組織として上司等複数人による決定を行い、単独で（勝手な）判断をしない。

不祥事防止に向けた5つの教育長メッセージ

1 一人ひとりが、鳥取県の教育を支え合っていることを自覚しましょう。

*あなたの行動は、常に教職員を代表しています。

*あなたの周りには、県民のためにひたむきに努力している多くの教職員がいます。

*職場を離れても、常に公務員であることを自覚して、誰からも信頼される行動をしましょう。

2 常に「県民に自信を持って説明できる」という意識を持って行動しましょう。

*対外的な説明責任を果たす意識を持つことが必要です。

*説明ができないような行動は慎みましょう。

3 「おかしい」ことに気づいたら、目をそらさず、職員同士で注意し合ったり、上司に報告するなど、職場のチーム力を高めましょう。

*「何か変だ」など違和感を感じたら、立ち止まって確認しましょう。

*うやむやにせず、違和感の要因を突き止めることが職場の力を高めます。

4 相手の立場や人格を尊重して、児童生徒・保護者や職場の同僚、周りの人たちに接しましょう。

*誰にも尊重すべき人格があります。常に相手の気持ちに立った行動が大切です。

5 「不祥事」が自分や大切な家族、信頼してくれる児童生徒に与える影響を想像してみましょう。

*自分や家族の人生を狂わせ、児童生徒や保護者、県民の信頼を失うことを自覚しましょう。

平成27年3月24日

鳥取県教育委員会
教育長 山本仁志

第2章 体罰について

1 懲戒と体罰

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができますが、体罰を加えることはできません。

懲戒は、学校における教育目的を達成するために、児童生徒を叱責したり、起立や居残りを命じたり、宿題や清掃を課すことや訓告等を行うものであり、一定の効果を期待できますが、あくまで教育的配慮を基に行われるべきものです。

一方、体罰は法律により禁止されている行為であるうえ、体罰では児童生徒の正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むことにつながるものです。

○学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。
- ③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。
 - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- ④ 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

2 体罰の禁止

体罰は、学校教育法第11条に明確に禁止されている行為であるにもかかわらず、未だに撲滅することができていません。その要因の一つには、体罰が法律に違反しているという自覚がないこと、「指導上必要である」、「愛の鞭である」、「信頼関係があれば許される」といった体罰容認の考えが教職員から払拭されていないことがあります。また、体罰を行う教職員には指導力が不足していることや、安易な手段として体罰に及ぶ教職員がいることなども考えられます。

体罰による指導は、児童生徒に肉体的・精神的苦痛を与えるとともに、心に傷を残したり、学習意欲を低下させたり、暴力容認の考えを生じさせるなどの悪影響が考えられます。また、保護者や県民等の教職員や学校に対する信頼を失わせることにも繋がります。体罰が法律に違反した行為であることを重く受け止め、体罰の防止に向けた努力が必要です。

なお、学校教育法第11条の違反そのものによる刑事罰の規定はありませんが、懲戒行為としての有形力の行使が、殴打・足蹴りなど生徒の身体に傷害の結果を生じさせるようなものである場合には民法上の不法行為となり、体罰の程度によっては傷害罪や暴行罪が適用されることになることも理解しておく必要があります。

○民法（明治29年4月27日法律第89号）

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○刑法（明治40年4月24日法律第45号）

第204条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

3 体罰は人権侵害

体罰は、「児童生徒に対する人権侵害である」との認識が教職員に希薄な場合に生じると言えます。「愛の鞭」という言葉を額面どおりに受け取り、時と場合によっては、ある程度の体罰は必要であるとか、児童生徒が受け止めてくれているというのは教職員の勝手な思い込みです。

学校は、保護者や地域の願いを受け止め、期待に応えるべく努力しなければなりません。結果を求めるあまり、自分の思うようにならない子どもに体罰を加えることは、子どもを人格を持った一人の人間として尊重していることにはなりません。

学校から体罰をなくすために、すべての教職員が、人権尊重の視点で自己の教育実践を点検するとともに、校内の雰囲気気を配り、体罰を黙認する雰囲気があれば、なくすように努めなければなりません。

○日本国憲法

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

○世界人権宣言（昭和23年12月10日第3回国際連合総会採択）

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

○児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）

第19条 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

4 体罰に該当する行為

懲戒は、教育上必要であると認めるときは加えることができますが、その内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする行為（殴る、蹴る等）や被罰者に肉体的苦痛を与えるような行為（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当します。また、スポーツ等の指導による肉体的、精神的負荷においても、社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えるような場合は、体罰に該当します。

懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的・客観的に考慮して判断します。

特に、児童生徒一人ひとりの状況に配慮した行為であったかどうか等の観点が必要となります。

(1) 通常は体罰に該当すると考えられる行為

① 身体に対する侵害を内容とするもの

(例)

- 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- 授業態度について指導したが、反抗的な態度をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。
- 部活動の練習試合中に危険なプレーを行った生徒を指導する際、部活動顧問が当該生徒の足を蹴る。
- 部活動の練習試合中に、顧問の期待どおりのプレーができなかった生徒を指導する際、当該生徒の頬を平手で叩（たた）く。

H25.3.13付24文科初第1269号文部科学省通知抜粋及び本県における体罰事例

② 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

(例)

- 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

H25.3.13付24文科初第1269号文部科学省通知抜粋

③ 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い 又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課すもの

(例)

- 長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- 熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- 柔道等において、相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
- 剣道等において、防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ウサギ跳び等の身体に負担のかかる運動を長時間させる。
- 安易に達成できない距離のランニングを指示し、取り組ませる。

H25.5.27運動部活動での指導のガイドライン抜粋(一部加筆)及び本県における体罰事例

(2) 通常は体罰に該当しないと考えられる行為

① 認められる懲戒

次のような懲戒の行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常は体罰には当たりません。

(例)

- 放課後等に教室に残留させる。
- 授業中、教室内に起立させる。
- 学習課題や清掃活動を課す。
- 学校当番を多く割り当てる。
- 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- 授業妨害を行う児童生徒を別室で指導する。
- 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

H25.3.13付24文科初第1269号文部科学省通知より抜粋

② 正当な行為

児童生徒から教職員に対する暴力行為に対して、教職員が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使や、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使は体罰に当たりません。

(例)

- 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

H25.3.13付24文科初第1269号文部科学省通知より抜粋

③ 通常のスポーツ等の指導による肉体的、精神的負荷として考えられる行為

計画にのっとり、児童生徒へ説明し、理解させた上で、児童生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことはスポーツ等の指導において想定されるものと考えられます。

(例)

- バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- 柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者の生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。
練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- 野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- 試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

H25.5.27運動部活動での指導のガイドライン抜粋

5 体罰が与える影響

体罰は、児童生徒の身体と心を傷つけ教職員との信頼関係を壊し、保護者や地域の学校・教職員に対する信頼も失わせる行為です。また、児童生徒の身体を傷つけるとともに、心にも傷を負わせ、その傷は、恐怖心や屈辱感を与えるだけではなく、児童生徒に無力感や劣等感を増大させ、不登校や自殺の原因になることもあります。さらに、児童生徒に暴力容認の考えを生じさせる危険性もあり、そのことがいじめや暴力事象を生じさせる背景となることも考えられます。

このように体罰が及ぼす様々な影響について、全ての教職員が十分に認識する必要があります。教職員が正しい知識を身に付けることで、体罰は絶対に許されない行為であることを強く認識しなければなりません。なお、体罰を行った教職員については、懲戒処分等が行われますが、傷害罪や暴行罪など刑事上の責任を問われたり、損害賠償請求などの民事上の責任を問われることもあります。

体罰が与える様々な影響の例

① 当該児童生徒への影響

- 肉体的苦痛を受ける(傷害、後遺症)。
- 精神的苦痛を受ける(学習意欲の低下、自尊感情の低下、不登校等の要因)。

② 他の児童生徒への影響

- 暴力容認の考え方が生じる。
- いじめや暴力を生む背景となる。
- 教職員への不信感が生じる。

③ 保護者・地域への影響

- 暴力や虐待を容認する環境が生まれる。
- 教職員への不信感が生じる。

④ 学校運営への影響

- 児童生徒に教職員集団への不信感を抱かせ、指導が困難になる。
- 教職員間の相互不信が生じる。
- 保護者・地域の学校への信頼が失われ、協力が得られにくくなる。

⑤ 当該教職員への影響

- 懲戒処分等の対象となる。
- 被害児童生徒の傷害の状況等によっては刑事罰を受ける。
- 損害賠償請求など民事訴訟の対象となる。

第3章 体罰の状況

鳥取県では、平成20年度から平成29年度の10年間に、11件の体罰に係る懲戒処分が行われています。

(1) 体罰による懲戒処分の状況(平成20年度～平成29年度)

(ア) 高等学校

- 処分年月日 平成20年6月19日
- 処分の量定 減給10分の1 6月間
- 体罰の状況 平成20年5月、顧問を務める運動部活動指導中、運動部員1名の左頬骨周辺を右手で1回殴打し、当該生徒の左頬骨周辺に腫れ等を生じさせた。

(イ) 高等学校

- 処分年月日 平成20年6月19日
- 処分の量定 減給10分の1 1月間
- 体罰の状況 平成20年5月、授業中、指示に従わない生徒4名の臀部付近を左足で蹴り、その後内1名の生徒の頬を、平手で叩いた。蹴られた生徒の内1名は蹴られたはずみで体勢を崩し、右足を床面についたことにより、右足中指の指骨を剥離骨折するとともに、別の生徒1名は蹴られたことで右膝に腫れが生じた。

(ウ) 高等学校

- 処分年月日 平成20年6月19日
- 処分の量定 戒告
- 体罰の状況 平成19年10月、顧問を務める部活動指導中、部員2名の頬を平手で1回ずつ叩いた。

(エ) 特別支援学校

- 処分年月日 平成20年8月19日
- 処分の量定 戒告
- 体罰の状況 平成20年6月、授業中、作業を行わない生徒1名の両頬を5、6回ずつ平手で叩いた。その後、動こうとしない当該生徒に対して、再び両頬を両手で叩いた。

(オ) 高等学校

- 処分年月日 平成23年10月24日
- 処分の量定 停職 1月間
- 体罰の状況 平成23年7月、顧問を務める運動部活動指導中、部員12名の頬を右手平手で殴打し、内1名の生徒の聴覚に後遺症を負わせた。

(カ) 高等学校

- 処分年月日 平成24年10月31日
- 処分の量定 戒告
- 体罰の状況 平成24年9月、顧問を務める運動部活動指導中、部員7名の左頬を平手で殴打し、内1名の生徒の鼓膜の一部を損傷させた。

(キ) 中学校

- 処分年月日 平成25年3月22日
- 処分の量定 減給10分の1 6月間
- 体罰の状況 平成24年7月、顧問を務める運動部活動指導中、部員1名に対して足をかけて倒し、右腕を骨折させた。

(ク) 中学校

- 処分年月日 平成27年11月20日
- 処分の量定 減給10分の1 1月間
- 体罰の状況 平成27年7月、授業中、生徒が傷つく発言により生徒が激怒し、つかみ合いになった。その後、3回にわたって肩をぶつけ生徒の体を突き飛ばしたことにより、肋骨不全骨折を負わせた。

(ケ) 中学校

- 処分年月日 平成28年3月30日
- 処分の量定 戒告
- 体罰の状況 平成27年9月、放課後、担任する生徒を指導する際、2名の生徒の頬を1回ずつ平手で叩いた。また、同年9月、昼休憩に顧問を務める運動部活動部員1名を指導する際、胸ぐらをつかむとともに、同年10月、他の当該部員2名に対して安易に達成できない距離を走るように指示する行為を行った。

(コ) 小学校

- 処分年月日 平成28年3月30日
- 処分の量定 減給10分の1 1月間
- 体罰の状況 平成28年2月、給食指導中、給食当番の活動で配膳がうまくできなかった児童を指導する際、児童1名を右足で蹴り、児童の左手首付近に当てた。また、同年度他の複数の児童に対しても、指導の際、頭を叩く行為を繰り返し行っていた。

(サ) 高等学校

- 処分年月日 平成29年6月2日
- 処分の量定 減給10分の1 1月間
- 体罰の状況 平成29年3月、顧問を務める運動部員16名に対してウサギ跳びを課し、以降当該部員に適切な指導を行わなかったことから、ウサギ跳びが長時間、長期間にわたることとなった。これにより、部員に対して肉体的、精神的な苦痛を与える体罰を行った。

